

八代市議会 9 月定例会議案

（令和 8 年 9 月 2 4 日招集）

目 次

- 議案第 7 3 号 令和 7 年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 7 4 号 令和 7 年度八代市簡易水道事業会計決算の認定について
- 議案第 7 5 号 令和 7 年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 7 6 号 令和 8 年度八代市一般会計補正予算
- 議案第 7 7 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 7 8 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 7 9 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 8 0 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 8 1 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 8 2 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 8 3 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 8 4 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 8 5 号 専決処分の報告及びその承認について
- 議案第 8 6 号 契約の締結について
- 議案第 8 7 号 八代市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 議案第 8 8 号 八代市職員退職年金等支給条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 議案第 8 9 号 八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第 9 0 号 八代市公告式条例等の一部改正について
- 議案第 9 1 号 令和 8 年熊本地震による被災者に係る市税の減免申請の提出期限の特例に関する条例の制定について
- 議案第 9 2 号 八代市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について
- 議案第 9 3 号 八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部改正について
- 議案第 9 4 号 八代市営住宅設置管理条例及び八代市再建住宅条例の一部改正について
- 議案第 9 5 号 八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 議案第 9 6 号 八代市職業訓練施設条例の廃止について
- 議案第 9 7 号 八代市働く婦人の家条例の一部改正について
- 議案第 9 8 号 八代市広域交流センターさかもと館条例の一部改正について

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 8 年 9 月 24 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

(提案理由)

専決処分した事件については、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 17 日
八代市長 小野 泰輔

記

令和 8 年度八代市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年 度

八 代 市 一 般 会 計 補 正 予 算 書

(第 3 号)

専決第7号

令和8年度八代市一般会計補正予算（第3号）

令和8年度八代市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 250,900千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73,515,700千円 とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年7月17日専決

八代市長 小 野 泰 輔

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 地方交付税		17,194,150	22,620	17,216,770
	1 地方交付税	17,194,150	22,620	17,216,770
16 県支出金		6,287,914	8,580	6,296,494
	2 県補助金	2,290,967	8,580	2,299,547
22 市債		6,177,300	219,700	6,397,000
	1 市債	6,177,300	219,700	6,397,000
補正されなかった款に係る額		43,605,436	0	43,605,436
歳 入 合 計		73,264,800	250,900	73,515,700

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10 災害復旧費		341,254	250,900	592,154
	1 農林水産業施設災害復旧費	151,858	85,810	237,668
	2 公共土木施設災害復旧費	158,000	164,220	322,220
	3 厚生施設災害復旧費	9,548	870	10,418
補正されなかった款に係る額		72,923,546	0	72,923,546
歳 出 合 計		73,264,800	250,900	73,515,700

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 876,700	証書借入又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができ	千円 1,096,400	補正前に同じ		

一 般 会 計 補 正 予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	17,422,521	0	17,422,521
2 地方譲与税	675,730	0	675,730
3 利子割交付金	47,100	0	47,100
4 配当割交付金	90,000	0	90,000
5 株式等譲渡所得割交付金	182,000	0	182,000
6 法人事業税交付金	266,000	0	266,000
7 地方消費税交付金	3,729,400	0	3,729,400
8 ゴルフ場利用税交付金	11,000	0	11,000
9 環境性能割交付金	2,000	0	2,000
10 地方特例交付金	229,400	0	229,400
11 地方交付税	17,194,150	22,620	17,216,770
12 交通安全対策特別交付金	12,056	0	12,056
13 分担金及び負担金	284,745	0	284,745
14 使用料及び手数料	831,655	0	831,655
15 国庫支出金	12,370,070	0	12,370,070
16 県支出金	6,287,914	8,580	6,296,494
17 財産収入	190,214	0	190,214
18 寄附金	3,054,273	0	3,054,273
19 繰入金	1,899,552	0	1,899,552
20 繰越金	1,200,000	0	1,200,000
21 諸収入	1,107,720	0	1,107,720
22 市債	6,177,300	219,700	6,397,000
歳入合計	73,264,800	250,900	73,515,700

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	375,424	0	375,424	0	0	0	0
2 総務費	7,980,838	0	7,980,838	0	0	0	0
3 民生費	27,862,702	0	27,862,702	0	0	0	0
4 衛生費	4,449,461	0	4,449,461	0	0	0	0
5 農林水産業費	3,133,490	0	3,133,490	0	0	0	0
6 商工費	2,681,944	0	2,681,944	0	0	0	0
7 土木費	6,480,203	0	6,480,203	0	0	0	0
8 消防費	2,576,270	0	2,576,270	0	0	0	0
9 教育費	7,796,040	0	7,796,040	0	0	0	0
10 災害復旧費	341,254	250,900	592,154	8,580	219,700	0	22,620
11 公債費	8,281,278	0	8,281,278	0	0	0	0
12 諸支出金	1,285,896	0	1,285,896	0	0	0	0
13 予備費	20,000	0	20,000	0	0	0	0
歳 出 合 計	73,264,800	250,900	73,515,700	8,580	219,700	0	22,620

2. 歳入

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	17,194,150	22,620	17,216,770	1 地方交付税	22,620	
計	17,194,150	22,620	17,216,770			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
8 災害復旧費県補助金	145,830	8,580	154,410	1 農林水産業施設災害復旧費補助金	8,580	農業施設災害復旧費補助金（6.5／10）
計	2,290,967	8,580	2,299,547			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
9 災害復旧債	876,700	219,700	1,096,400	1 農林水産業施設災害復旧債	54,700	林道施設災害復旧事業 31,000 農業施設災害復旧事業 23,700

(款) 22 市債

(項) 1 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				2 公共土木施設 災害復旧債	164,200	道路橋梁施設災害復旧事業 101,900
						河川施設災害復旧事業 49,600
						都市下水路施設災害復旧事業 9,000
						公園施設災害復旧事業 3,700
				3 厚生施設災害 復旧債	800	墓園施設災害復旧事業
計	6,177,300	219,700	6,397,000			

3. 歳出

(款) 10 災害復旧費

(項) 1 農林水産業施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 林道施設災害 復旧費	151,858	43,960	195,818	0	31,000	0	12,960	10 需用費	33,960	林道施設災害復旧事業
								12 委託料	10,000	
2 農業施設災害 復旧費	0	41,850	41,850	8,580	23,700	0	9,570	10 需用費	24,800	農業施設災害復旧事業
								12 委託料	3,850	
								14 工事請負費	13,200	
計	151,858	85,810	237,668	8,580	54,700	0	22,530			

(款) 10 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 道路橋梁施設 災害復旧費	158,000	101,920	259,920	0	101,900	0	20	10 需用費	93,920	道路橋梁施設災害復旧事業	
								12 委託料	8,000		
2 河川施設災害 復旧費	0	49,600	49,600	0	49,600	0	0	10 需用費	49,600	河川施設災害復旧事業	
3 都市計画施設 災害復旧費	0	12,700	12,700	0	12,700	0	0	10 需用費	12,700	都市下水路施設災害復旧事業	9,000
										公園施設災害復旧事業	3,700
計	158,000	164,220	322,220	0	164,200	0	20				

(款) 10 災害復旧費

(項) 3 厚生施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 衛生施設災害 復旧費	9,548	870	10,418	0	800	0	70	12 委託料	870	墓園施設災害復旧事業
計	9,548	870	10,418	0	800	0	70			

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
2. 災害復旧債	16,281,994	16,891,196	1,501,000	1,232,004	17,160,192
(1) 単 独	15,006,072	15,176,884	1,110,600	1,184,417	15,103,067
(2) 補 助	1,275,922	1,714,312	390,400	47,587	2,057,125
補正されなかった 区分にかかると額	64,785,823	70,263,698	6,444,800	6,274,722	70,433,776
合 計	81,067,817	87,154,894	7,945,800	7,506,726	87,593,968

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 8 年 9 月 24 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

(提案理由)

専決処分した事件については、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 12 日
八代市長 小野 泰輔

記

八代市水道事業給水条例及び八代市簡易水道事業給水条例の一部を改正
する条例

八代市水道事業給水条例及び八代市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

(八代市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 八代市水道事業給水条例（平成17年八代市条例第262号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第11条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者（同項ただし書の規定により給水装置工事を施行する者を含む。以下同じ。）」に改める。

(八代市簡易水道事業給水条例の一部改正)

第2条 八代市簡易水道事業給水条例（平成17年八代市条例第265号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者（同項ただし書の規定により給水装置工事を施行する者を含む。以下同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 8 年 9 月 24 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

(提案理由)

専決処分した事件については、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 21 日
八代市長 小野 泰輔

記

令和 8 年度八代市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年 度

八 代 市 一 般 会 計 補 正 予 算 書

(第 4 号)

専決第 9 号

令和 8 年度八代市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度八代市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,558,700 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 86,074,400 千円 とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 8 月 21 日専決

八代市長 小 野 泰 輔

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 地方交付税		17,216,770	2,760,600	19,977,370
	1 地方交付税	17,216,770	2,760,600	19,977,370
14 使用料及び手数料		831,655	1,845	833,500
	1 使用料	343,197	1,845	345,042
15 国庫支出金		12,370,070	4,009,145	16,379,215
	1 国庫負担金	10,243,393	603,245	10,846,638
	2 国庫補助金	1,954,669	3,405,900	5,360,569
16 県支出金		6,296,494	1,910,722	8,207,216
	1 県負担金	3,749,534	1,502,423	5,251,957
	2 県補助金	2,299,547	408,299	2,707,846
19 繰入金		1,899,552	594,688	2,494,240
	1 基金繰入金	1,899,552	594,688	2,494,240
22 市債		6,397,000	3,281,700	9,678,700
	1 市債	6,397,000	3,281,700	9,678,700
補正されなかった款に係る額		28,504,159	0	28,504,159
歳 入 合 計		73,515,700	12,558,700	86,074,400

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		7,980,838	5,612	7,986,450
	1 総務管理費	6,711,467	1,172	6,712,639
	2 徴税費	706,882	4,440	711,322
3 民生費		27,862,702	1,817,746	29,680,448
	1 社会福祉費	12,897,073	230,302	13,127,375
	2 児童福祉費	11,266,140	43	11,266,183
	4 災害救助費	111,389	1,587,401	1,698,790
4 衛生費		4,449,461	6,771,335	11,220,796
	1 保健衛生費	2,065,430	303	2,065,733
	2 生活環境費	2,384,031	6,771,032	9,155,063
7 土木費		6,480,203	157,800	6,638,003
	5 都市計画費	2,928,109	157,800	3,085,909
9 教育費		7,796,040	47,508	7,843,548
	2 小学校費	1,343,732	5,663	1,349,395
	6 学校給食費	3,232,983	40,000	3,272,983
	7 社会教育費	1,004,815	1,845	1,006,660
10 災害復旧費		592,154	3,758,699	4,350,853
	1 農林水産業施設災害復旧費	237,668	989,540	1,227,208
	2 公共土木施設災害復旧費	322,220	2,403,293	2,725,513
	3 厚生施設災害復旧費	10,418	98,234	108,652
	4 文教施設災害復旧費	16,000	257,087	273,087
	5 その他公共施設・公用施設災害復旧費	5,848	10,545	16,393
補正されなかった款に係る額		18,354,302	0	18,354,302
歳 出	合 計	73,515,700	12,558,700	86,074,400

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
損 壊 家 屋 等 撤 去 事 務 支 援 業 務 委 託	令和9年度	150,000

第3表 地方債補正

1 追 加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
災 害 援 護 資 金 貸 付 事 業	千円 135,000	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入 れる資金について、利率見直しを 行った後においては、当該見直し後 の利率)	政府資金については、その融資条件により、 銀行その他の場合にはその債権者と協定するも のによる。ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしく は低利に借換えすることができる。
災 害 廃 棄 物 処 理 事 業	677,000			

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業	千円 36,800	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金につい て、利率見直 しを行った後 においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものに よる。ただし、市財政の 都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利に 借換えすることができ る。	千円 39,300			補 正 前 に 同 じ
災 害 復 旧 事 業	1,096,400				3,563,600			

一 般 会 計 補 正 予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	17,422,521	0	17,422,521
2 地方譲与税	675,730	0	675,730
3 利子割交付金	47,100	0	47,100
4 配当割交付金	90,000	0	90,000
5 株式等譲渡所得割交付金	182,000	0	182,000
6 法人事業税交付金	266,000	0	266,000
7 地方消費税交付金	3,729,400	0	3,729,400
8 ゴルフ場利用税交付金	11,000	0	11,000
9 環境性能割交付金	2,000	0	2,000
10 地方特例交付金	229,400	0	229,400
11 地方交付税	17,216,770	2,760,600	19,977,370
12 交通安全対策特別交付金	12,056	0	12,056
13 分担金及び負担金	284,745	0	284,745
14 使用料及び手数料	831,655	1,845	833,500
15 国庫支出金	12,370,070	4,009,145	16,379,215
16 県支出金	6,296,494	1,910,722	8,207,216
17 財産収入	190,214	0	190,214
18 寄附金	3,054,273	0	3,054,273
19 繰入金	1,899,552	594,688	2,494,240
20 繰越金	1,200,000	0	1,200,000
21 諸収入	1,107,720	0	1,107,720
22 市債	6,397,000	3,281,700	9,678,700
歳入合計	73,515,700	12,558,700	86,074,400

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	375,424	0	375,424	0	0	0	0
2 総務費	7,980,838	5,612	7,986,450	0	0	0	5,612
3 民生費	27,862,702	1,817,746	29,680,448	1,510,808	136,600	0	170,338
4 衛生費	4,449,461	6,771,335	11,220,796	3,377,366	675,400	0	2,718,569
5 農林水産業費	3,133,490	0	3,133,490	0	0	0	0
6 商工費	2,681,944	0	2,681,944	0	0	0	0
7 土木費	6,480,203	157,800	6,638,003	0	0	0	157,800
8 消防費	2,576,270	0	2,576,270	0	0	0	0
9 教育費	7,796,040	47,508	7,843,548	0	0	1,845	45,663
10 災害復旧費	592,154	3,758,699	4,350,853	1,031,693	2,469,700	0	257,306
11 公債費	8,281,278	0	8,281,278	0	0	0	0
12 諸支出金	1,285,896	0	1,285,896	0	0	0	0
13 予備費	20,000	0	20,000	0	0	0	0
歳 出 合 計	73,515,700	12,558,700	86,074,400	5,919,867	3,281,700	1,845	3,355,288

２．歳入

(款) 11 地方交付税		(項) 1 地方交付税		(単位：千円)		
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	17,216,770	2,760,600	19,977,370	1 地方交付税	2,760,600	
計	17,216,770	2,760,600	19,977,370			

(款) 14 使用料及び手数料		(項) 1 使用料		(単位：千円)		
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
8 教育使用料	35,416	1,845	37,261	3 社会教育施設 使用料	1,845	さかもと青少年センター使用料
計	343,197	1,845	345,042			

(款) 15 国庫支出金		(項) 1 国庫負担金		(単位：千円)		
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 災害復旧費国庫負担金	103,718	603,245	706,963	1 公共土木施設 災害復旧費負 担金	448,392	公共土木施設災害復旧費負担金(6. 67 / 10) 398,392 公園施設災害復旧費負担金(6. 67 / 10) 50,000
				2 文教施設災害 復旧費負担金	154,853	公立学校施設災害復旧費負担金(2 / 3) 150,378 学校給食施設災害復旧費負担金(2 / 3) 4,475
計	10,243,393	603,245	10,846,638			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生費国庫補助金	20,839	20,000	40,839	2 生活環境費補助金	20,000	廃棄物処理施設災害復旧費補助金（１／２）
6 災害復旧費国庫補助金	0	3,385,900	3,385,900	1 厚生施設災害復旧費補助金	3,385,900	災害等廃棄物処理事業費補助金（１／２） 児童福祉施設災害復旧費補助金（２／３）
計	1,954,669	3,405,900	5,360,569			3,385,751 149

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費県負担金	3,746,966	1,502,423	5,249,389	1 社会福祉費負担金	71,250	災害弔慰金等負担金（３／４）
				4 災害救助費負担金	1,431,173	災害救助費負担金（１０／１０）
計	3,749,534	1,502,423	5,251,957			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 農林水産業費県補助金	816,394	3,600	819,994	3 水産業費補助金	3,600	浜の活力再生・成長促進交付金（6／7）
8 災害復旧費県補助金	154,410	404,699	559,109	1 農林水産業施設災害復旧費補助金	401,736	農業施設災害復旧費補助金（1／2・6.5／10）
				2 厚生施設災害復旧費補助金	2,963	児童福祉施設災害復旧費補助金（3／4・10／10）
計	2,299,547	408,299	2,707,846			

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	36,006	594,688	630,694	1 財政調整基金繰入金	594,688	
計	1,899,552	594,688	2,494,240			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生債	66,600	137,500	204,100	1 社会福祉債	135,000	災害援護資金貸付金
				2 児童福祉債	2,500	児童福祉施設整備事業
9 災害復旧債	1,096,400	3,144,200	4,240,600	1 農林水産業施設災害復旧債	461,000	林道施設災害復旧事業 13,500
						農業施設災害復旧事業 430,900
						漁港施設災害復旧事業 16,600
				2 公共土木施設災害復旧債	1,825,600	道路橋梁施設災害復旧事業 1,453,400
						河川施設災害復旧事業 39,100
						都市下水道施設災害復旧事業 184,200
						港湾施設災害復旧事業 96,100
						公園施設災害復旧事業 49,500
						八千把地区土地区画施設災害復旧事業 3,300
				3 厚生施設災害復旧費	72,100	ごみ処理施設災害復旧事業 55,300
						斎場施設災害復旧事業 13,800
						塵芥施設災害復旧事業 3,000
				4 文教施設災害復旧債	99,800	公立学校施設災害復旧事業 92,000
						学校給食施設災害復旧事業 2,200
						社会教育施設災害復旧事業 5,600
				5 その他公共・公用施設災害復旧債	8,700	コミュニティセンター施設災害復旧事業 5,000
						東陽交流センター「せせらぎ」災害復旧事業 800
						市庁舎災害復旧事業 2,900
				6 歳入欠かん等債	677,000	災害廃棄物処理事業
計	6,397,000	3,281,700	9,678,700			

3. 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
6 情報推進費	602,805	1,172	603,977	0	0	0	1,172	13 使用料及び賃借料	1,172	被災システム等運用事業（R8熊本地震）
計	6,711,467	1,172	6,712,639	0	0	0	1,172			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 税務総務費	543,112	4,440	547,552	0	0	0	4,440	10 需用費	1,456	被害家屋等認定調査事業（R8熊本地震）
								11 役務費	181	
								13 使用料及び賃借料	2,700	
								17 備品購入費	103	
計	706,882	4,440	711,322	0	0	0	4,440			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 社会福祉対策費	166,432	230,302	396,734	71,250	135,000	0	24,052	1 報酬	300	災害見舞金等支給事業（R8熊本地震）
								8 旅費	2	
								19 扶助費	95,000	
								20 貸付金	135,000	
計	12,897,073	230,302	13,127,375	71,250	135,000	0	24,052			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	916,331	43	916,374	0	0	0	43	11 役務費	43	こどもの居場所確保事業（R8熊本地震）
計	11,266,140	43	11,266,183	0	0	0	43			

(款) 3 民生費

(項) 4 災害救助費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 災害救助費	111,389	1,587,401	1,698,790	1,439,558	1,600	0	146,243	10 需用費	72,320	避難所運営事業（R8熊本地震）	466,847
								11 役務費	17,887	福祉避難所運営事業（R8熊本地震）	6,680
								12 委託料	1,146,096	八代市災害ボランティアセンター運営事業	
								13 使用料及び賃借料	130,689	（R8熊本地震）	40,000
								14 工事請負費	6,409	災害し尿処理事業（R8熊本地震）	35,132
								18 負担金補助及び交付金	214,000	住宅応急修理事業（R8熊本地震）	813,400
										学用品支援事業（R8熊本地震）	19,700
										飲料水供給事業（R8熊本地震）	205,642
計	111,389	1,587,401	1,698,790	1,439,558	1,600	0	146,243				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 保健衛生総務費	1,406,897	303	1,407,200	0	0	0	303	10 需用費	303	保健センター管理運営事業（R8熊本地震）
計	2,065,430	303	2,065,733	0	0	0	303			

(款) 4 衛生費

(項) 2 生活環境費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3 廃棄物対策費	16,604	6,771,032	6,787,636	3,377,366	675,400	0	2,718,266	10 需用費	1,500	災害廃棄物処理事業（R8熊本地震）
								11 役務費	30,000	
								12 委託料	6,389,032	
								17 備品購入費	500	
								18 負担金補助及び交付金	350,000	
計	2,384,031	6,771,032	9,155,063	3,377,366	675,400	0	2,718,266			

(款) 7 土木費

(項) 5 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 都市計画総務費	1,549,428	157,800	1,707,228	0	0	0	157,800	27 繰出金	157,800	企業会計繰出金事業（下水）
計	2,928,109	157,800	3,085,909	0	0	0	157,800			

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	672,981	5,663	678,644	0	0	0	5,663	10 需用費	446	小学校通学関係事業（R8熊本地震）
								12 委託料	3,388	
								13 使用料及び賃借料	1,829	
計	1,343,732	5,663	1,349,395	0	0	0	5,663			

(款) 9 教育費

(項) 6 学校給食費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 学校給食費	3,232,983	40,000	3,272,983	0	0	0	40,000	10 需用費	40,000	学校給食応急対応事業（R8熊本地震）
計	3,232,983	40,000	3,272,983	0	0	0	40,000			

(款) 9 教育費

(項) 7 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会教育総務費	140,022	1,845	141,867	0	0	1,845	0	10 需用費	285	青少年センター管理運営事業
								12 委託料	1,078	
								13 使用料及び賃借料	482	
計	1,004,815	1,845	1,006,660	0	0	1,845	0			

(款) 10 災害復旧費

(項) 1 農林水産業施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 林道施設災害 復旧費	195,818	24,500	220,318	0	13,500	0	11,000	10 需用費	21,500	林道施設災害復旧事業（R8熊本地震）
								15 原材料費	3,000	
2 農業施設災害 復旧費	41,850	944,840	986,690	401,736	430,900	0	112,204	10 需用費	172,850	農業施設災害復旧事業（R8熊本地震）
								12 委託料	598,800	
								14 工事請負費	157,440	
								15 原材料費	15,750	
3 水産業施設災 害復旧費	0	20,200	20,200	3,600	16,600	0	0	12 委託料	15,000	漁港施設災害復旧事業（R8熊本地震）
								14 工事請負費	1,000	
								18 負担金補助 及び交付金	4,200	
計	237,668	989,540	1,227,208	405,336	461,000	0	123,204			

(款) 10 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 道路橋梁施設 災害復旧費	259,920	1,932,943	2,192,863	378,382	1,453,400	0	101,161	10 需用費	1,153,253	道路橋梁施設災害復旧事業（R8熊本地震）
								12 委託料	738,690	
								14 工事請負費	6,000	
								15 原材料費	35,000	
2 河川施設災害 復旧費	49,600	39,100	88,700	0	39,100	0	0	10 需用費	39,100	河川施設災害復旧事業（R8熊本地震）
3 都市計画施設 災害復旧費	12,700	315,050	327,750	50,000	237,000	0	28,050	10 需用費	195,050	都市下水路施設災害復旧事業（R8熊本地震） 184,250
								11 役務費	4,500	
								12 委託料	114,000	公園施設災害復旧事業（R8熊本地震） 127,500
								14 工事請負費	1,000	
								15 原材料費	500	
4 港湾施設災害 復旧費	0	116,200	116,200	20,010	96,100	0	90	10 需用費	16,200	港湾施設災害復旧事業（R8熊本地震）
								12 委託料	70,000	
								14 工事請負費	30,000	
計	322,220	2,403,293	2,725,513	448,392	1,825,600	0	129,301			

(款) 10 災害復旧費

(項) 3 厚生施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 衛生施設災害 復旧費	10,418	92,149	102,567	20,000	72,100	0	49	10 需用費	3,000	斎場施設災害復旧事業（R8熊本地震）	13,827
								12 委託料	25,322	ごみ処理施設災害復旧事業（R8熊本地震）	
								14 工事請負費	63,827		75,322
										塵芥施設災害復旧事業（R8熊本地震）	3,000
2 民生施設災害 復旧費	0	6,085	6,085	3,112	2,500	0	473	10 需用費	317	児童福祉施設災害復旧事業（R8熊本地震）	
								14 工事請負費	3,712		
								17 備品購入費	2,056		
計	10,418	98,234	108,652	23,112	74,600	0	522				

(款) 10 災害復旧費

(項) 4 文教施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 公立学校施設 災害復旧費	0	244,738	244,738	150,378	92,000	0	2,360	10 需用費	4,576	公立学校施設災害復旧事業（R8熊本地震）
								11 役務費	24,745	
								12 委託料	248	
								14 工事請負費	198,591	
								17 備品購入費	16,578	
3 学校給食施設 災害復旧費	0	6,714	6,714	4,475	2,200	0	39	10 需用費	5,185	学校給食施設災害復旧事業（R8熊本地震）
								11 役務費	1,529	

(款) 10 災害復旧費

(項) 4 文教施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
4 社会教育施設 災害復旧費	0	5,635	5,635	0	5,600	0	35	10 需用費	2,563	社会教育施設災害復旧事業（R8熊本地震）
								11 役務費	35	
								12 委託料	3,037	
計	16,000	257,087	273,087	154,853	99,800	0	2,434			

(款) 10 災害復旧費

(項) 5 その他公共施設・公用施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 商工施設災害 復旧費	0	1,050	1,050	0	800	0	250	10 需用費	879	観光施設災害復旧事業（R8熊本地震）	879
								11 役務費	171	商工施設災害復旧事業（R8熊本地震）	171
3 その他公共施 設・公用施設 災害復旧費	0	9,495	9,495	0	7,900	0	1,595	10 需用費	3,700	市庁舎災害復旧事業（R8熊本地震）	4,323
								12 委託料	1,373	コミュニティセンター施設災害復旧事業 （R8熊本地震）	5,172
								13 使用料及び 賃借料	42		
								14 工事請負費	4,380		
計	5,848	10,545	16,393	0	8,700	0	1,845				

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位：千円)

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期末手当	その他 の手当	計			
補 正 後	長 等	2		20,028	6,718	510	27,256	4,985	32,241	
	議 員	28	146,064		48,993		195,057	36,196	231,253	
	その他の特別職	3,030	166,004	14,160	4,750	3,664	188,578	4,098	192,676	
	計	3,060	312,068	34,188	60,461	4,174	410,891	45,279	456,170	
補 正 前	長 等	2		20,028	6,718	510	27,256	4,985	32,241	
	議 員	28	146,064		48,993		195,057	36,196	231,253	
	その他の特別職	3,026	165,704	14,160	4,750	3,664	188,278	4,098	192,376	
	計	3,056	311,768	34,188	60,461	4,174	410,591	45,279	455,870	
比 較	長 等						0	0	0	
	議 員						0	0	0	
	その他の特別職	4	300				300	0	300	
	計	4	300				300	0	300	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
損壊家屋等撤去事務支援業務 委託	150,000			令和 9	150,000	75,000	15,000		60,000

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	47,221,518	54,633,305	6,582,300	4,435,026	56,780,579
(2) 民生債	542,974	575,594	226,100	53,964	747,730
2. 災害復旧債	16,281,994	16,891,196	4,645,200	1,232,004	20,304,392
(1) 単独債	15,006,072	15,176,884	3,555,000	1,184,417	17,547,467
(2) 補助債	1,275,922	1,714,312	1,090,200	47,587	2,756,925
補正されなかつた 区分にかかると額	17,564,305	15,630,393	0	1,839,696	13,790,697
合 計	81,067,817	87,154,894	11,227,500	7,506,726	90,875,668

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 8 年 9 月 24 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

専決処分した事件については、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 21 日
八代市長 小野 泰輔

記

令和 8 年度八代市水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度

八代市水道事業会計補正予算書

(第 1 号)

令和8年度 八代市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度八代市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和8年度八代市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、特別損失（災害）中災害復旧費186,400千円の財源に充てるため、企業債84,200千円を借り入れる。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	<u>収 入</u>		
第1款 水道事業収益	609,326 千円	8,115 千円	617,441 千円
第1項 営業収益	581,691 千円	△94,085 千円	487,606 千円
第2項 営業外収益	27,623 千円	102,200 千円	129,823 千円
	<u>支 出</u>		
第1款 水道事業費用	532,531 千円	186,400 千円	718,931 千円
第5項 特別損失（災害）	0 千円	186,400 千円	186,400 千円

(企業債)

第3条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 84,200	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借り 入れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その 融資条件により、銀行その他 の場合は、その債権者と協定 した条件による。ただし、企 業財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利に借換 えすることができる。

令和8年8月21日 専決

八代市長 小 野 泰 輔

水道事業会計補正予算に関する説明書

令和8年度 八代市水道事業会計補正予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業収益			609,326	8,115	617,441	
	1. 営業収益		581,691	△ 94,085	487,606	
		1. 給水収益	574,681	△ 94,085	480,596	
	2. 営業外収益		27,623	102,200	129,823	
		6. 国庫補助金	0	102,200	102,200	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費用			532,531	186,400	718,931	
	5. 特別損失(災害)		0	186,400	186,400	
		1. 原水及び浄水費	0	5,000	5,000	
		2. 配水及び給水費	0	75,000	75,000	
		3. 総 係 費	0	106,400	106,400	

令和8年度 八代市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△ 97,418
減価償却費	153,749
退職給付引当金の増加額	9,361
賞与引当金の減少額	△ 25
法定福利費引当金の減少額	△ 18
長期前受金戻入額	△ 21,458
受取利息及び受取配当金	△ 1,320
支払利息	21,533
固定資産除却損	8,900
未収金の増加額	△ 2,777
未払金の増加額	2,326
預り金の増減額	0
たな卸資産の増加額	△ 535
前払金の増加額	△ 3,000
小計	69,318
利息及び配当金の受取額	1,320
利息の支払額	△ 21,533
業務活動によるキャッシュ・フロー	49,105

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 199,868
無形固定資産の取得による支出	0
工事負担金等による収入	37,821
一般会計又は他会計からの繰入金による収入	6,370
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 155,677

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	84,200
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 67,969
他会計からの出資による収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	16,231

IV 資金増加額

△ 90,341

V 資金期首残高

784,900

VI 資金期末残高

694,559

令和8年度 八代市水道事業予定貸借対照表

(令 和 9 年 3 月 3 1 日)

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

	千円	千円	千円	千円
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ. 土 地		19,013		
ロ. 建 物	78,370			
減価償却累計額	△ 64,170	14,200		
ハ. 構 築 物	8,954,754			
減価償却累計額	△ 4,603,825	4,350,929		
ニ. 機 械 及 び 装 置	718,935			
減価償却累計額	△ 498,828	220,107		
ホ. 車 両 運 搬 具	4,925			
減価償却累計額	△ 3,067	1,858		
ヘ. 工 具 器 具 及 び 備 品	50,195			
減価償却累計額	△ 35,818	14,377		
ト. 建 設 仮 勘 定		1,962		
有形固定資産合計			4,622,446	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ. 電 話 加 入 権		31		
ロ. 庁 舎 利 用 権		0		
無形固定資産合計			31	
固 定 資 産 合 計				4,622,477

2. 流動資産

(1) 現金預金		694,559	
(2) 未収金	59,761		
貸倒引当金	<u>△ 176</u>	59,585	
(3) 貯蔵品		23,064	
(4) 前払金		<u>3,000</u>	
流動資産合計			<u>780,208</u>
資産合計			<u><u>5,402,685</u></u>

負債の部

3. 固定負債

(1) 企業債			
イ. 建設改良費等の財源に充てるための企業債	841,436		
ロ. その他の企業債	<u>84,200</u>		
企業債合計		925,636	
(2) 引当金			
イ. 退職給付引当金		<u>81,055</u>	
固定負債合計			1,006,691

4. 流動負債

(1) 企業債			
イ. 建設改良費等の財源に充てるための企業債	62,663		
ロ. その他の企業債	<u>0</u>		
企業債合計		62,663	

(2)	未	払	金		63,683	
(3)	前	受	金		0	
(4)	預	り	金		1,020	
(5)	引	当	金			
	イ.	退職給付引当金		0		
	ロ.	賞与引当金		7,042		
	ハ.	法定福利費引当金		1,427		
		引当金合計			8,469	
		流動負債合計				135,835
5. 繰延収益						
(1)	長期前受金				1,079,236	
(2)	収益化累計額				△ 497,659	
	繰延収益合計					581,577
	負債合計					1,724,103

資 本 の 部

6. 資 本 金

(1) 自 己 資 本 金

3,709,144

7. 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

50

(2) 利 益 剰 余 金

イ. 当 年 度 未 処 分
欠 損 金

30,612

欠 損 金 合 計

30,612

剰 余 金 合 計

△ 30,562

資 本 合 計

3,678,582

負 債 資 本 合 計

5,402,685

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(款) 1. 水道事業収益 (項) 1. 営業収益

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 給 水 収 益	千円 574,681	千円 △ 94,085	千円 480,596	給水使用料及び 量水器使用料	千円 △ 94,085	
計	574,681	△ 94,085	480,596			

(款) 1. 水道事業収益 (項) 2. 営業外収益

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6. 国庫補助金	千円 0	千円 102,200	千円 102,200	国 庫 補 助 金	千円 102,200	水道施設災害復旧事業に係る国庫補助金
計	0	102,200	102,200			

支 出

(款) 1. 水道事業費用 (項) 5. 特別損失(災害)

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 原 水 及 び 浄 水 費	千円 0	千円 5,000	千円 5,000	修 繕 費	千円 3,000	水道施設応急工事費等
				材 料 費	2,000	
2. 配 水 及 び 給 水 費	0	75,000	75,000	備 消 品 費	300	
				燃 料 費	200	
				委 託 料	4,500	
				修 繕 費	55,000	
				材 料 費	15,000	
3. 総 係 費	0	106,400	106,400	負 担 金	106,400	水道施設応急復旧に係る負担金
計	0	186,400	186,400			

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込に関する調書

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込高
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
上水道事業	千円 669,853	千円 972,069	千円 0	千円 67,970	千円 904,099
災害復旧事業	0	0	84,200	0	84,200
計	669,853	972,069	84,200	67,970	988,299

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 8 年 9 月 2 4 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

(提案理由)

専決処分した事件については、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 2 1 日
八代市長 小野 泰輔

記

令和 8 年度八代市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年 度

八代市簡易水道事業会計補正予算書

(第 1 号)

令和8年度 八代市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度八代市簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和8年度八代市簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、特別損失（災害）中災害復旧費1,200千円の財源に充てるため、企業債600千円を借り入れる。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	<u>収 入</u>		
第1款 簡易水道事業収益	198,943 千円	600 千円	199,543 千円
第2項 営業外収益	138,069 千円	600 千円	138,669 千円
	<u>支 出</u>		
第1款 簡易水道事業費用	198,129 千円	1,200 千円	199,329 千円
第5項 特別損失（災害）	0 千円	1,200 千円	1,200 千円

(企業債)

第3条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

(追 加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 600	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借り 入れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その 融資条件により、銀行その他 の場合は、その債権者と協定 した条件による。ただし、企 業財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利に借換 えすることができる。

令和8年8月21日 専決

八代市長 小 野 泰 輔

簡易水道事業会計補正予算に関する説明書

令和8年度 八代市簡易水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 簡易水道事業収益			198,943	600	199,543	
	2. 営 業 外 収 益		138,069	600	138,669	
		5. 国 庫 補 助 金	0	600	600	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 簡易水道事業費用			198,129	1,200	199,329	
	5. 特別損失(災害)		0	1,200	1,200	
		1. 原水及び浄水費	0	900	900	
		2. 配水及び給水費	0	300	300	

令和8年度 八代市簡易水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	2,310
減価償却費	90,795
賞与引当金の減少額	△ 1
法定福利費引当金の減少額	△ 8
長期前受金戻入額	△ 58,568
受取利息及び受取配当金	△ 1
支払利息	9,750
固定資産除却損	2,939
未収金の減少額	241
未払金の減少額	△ 896
たな卸資産の減少額	1
小計	46,562
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△ 9,750
業務活動によるキャッシュ・フロー	36,813

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 96,860
無形固定資産の取得による支出	0
工事負担金等による収入	29,472
一般会計又は他会計からの繰入金による収入	75,503
特定収入仮払消費税に伴う長期前受金の減少額	△ 17,072
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 8,957

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	63,200
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 97,861
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 34,661

IV 資金減少額 △ 6,805

V 資金期首残高 16,720

VI 資金期末残高 9,915

令和8年度 八代市簡易水道事業予定貸借対照表

(令 和 9 年 3 月 3 1 日)

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産	千円	千円	千円	千円
イ. 土 地		3,567		
ロ. 建 物	40,442			
減価償却累計額	△ 18,446	21,996		
ハ. 構 築 物	2,573,477			
減価償却累計額	△ 580,709	1,992,768		
ニ. 機 械 及 び 装 置	200,662			
減価償却累計額	△ 118,468	82,194		
ホ. 車 両 運 搬 具	131			
減価償却累計額	△ 125	6		
ヘ. 工具器具及び備品	15,043			
減価償却累計額	△ 13,594	1,449		
ト. 建 設 仮 勘 定		1,100		
有 形 固 定 資 産 合 計			2,103,080	
固 定 資 産 合 計				2,103,080

2. 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		9,915	
(2) 未 収 金	5,311		
貸 倒 引 当 金	△ 547	4,764	

(3) 貯 蔵 品	9	
(4) 前 払 金	0	
流 動 資 産 合 計		14,688
資 産 合 計		<u>2,117,768</u>

負 債 の 部

3. 固 定 負 債

(1) 企 業 債		
イ. 建設改良費等の財源に充て るための企業債	826,274	
ロ. そ の 他 企 業 債	41,359	
企 業 債 合 計		867,633
固 定 負 債 合 計		867,633

4. 流 動 負 債

(1) 企 業 債		
イ. 建設改良費等の財源に充て るための企業債	90,241	
ロ. そ の 他 企 業 債	2,170	
企 業 債 合 計		92,411
(2) 未 払 金		8,042
(3) 前 受 金		0
(4) 預 り 金		4
(5) 引 当 金		
イ. 賞 与 引 当 金	2,006	
ロ. 法定福利費引当金	402	
引 当 金 合 計		2,408

流動負債合計			102,865
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金	1,325,622		
(2) 収益化累計額	<u>△ 458,285</u>		
繰延収益合計			<u>867,337</u>
負債合計			<u>1,837,835</u>

資 本 の 部

6. 資本金			
(1) 自己資本金			304,000
7. 剰余金			
(1) 資本剰余金	3,567		
(2) 欠損金			
イ. 当年度未処理 欠損金	<u>△ 27,634</u>		
欠損金合計		<u>△ 27,634</u>	
剰余金合計			<u>△ 24,067</u>
資本合計			<u>279,933</u>
負債資本合計			<u>2,117,768</u>

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(款) 1. 簡易水道事業収益 (項) 2. 営業外収益

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5. 国庫補助金	千円 0	千円 600	千円 600	国 庫 補 助 金	千円 600	簡易水道施設災害復旧事業に係る国庫補助金
計	0	600	600			

支 出

(款) 1. 簡易水道事業費用 (項) 5. 特別損失(災害)

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 原 水 及 び 浄 水 費	千円 0	千円 900	千円 900	修 繕 費	千円 900	簡易水道施設応急工事費等
2. 配 水 及 び 給 水 費	0	300	300	燃 料 費	100	
				修 繕 費	200	
計	0	1,200	1,200			

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込に関する調書

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込高
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
簡易水道事業債	千円 1,002,470	千円 930,605	千円 62,600	千円 95,690	千円 897,515
災害復旧事業債	64,100	64,100	600	2,171	62,529
計	1,066,570	994,705	63,200	97,861	960,044

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 8 年 9 月 2 4 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

専決処分した事件については、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 2 1 日
八代市長 小野 泰輔

記

令和 8 年度八代市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

専決第 12 号

令和 8 年度

八代市下水道事業会計補正予算書

(第 1 号)

令和 8 年度 八代市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度八代市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度八代市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、特別損失中災害復旧費 6 2 5， 0 0 0 千円の財源にあてるため、企業債 3 0 8， 6 0 0 千円を借り入れる。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
<u>収 入</u>			
第 1 款 下水道事業収益	3, 6 9 1, 6 3 4 千円	3 1 6, 3 3 3 千円	4, 0 0 7, 9 6 7 千円
第 1 項 営 業 収 益	1, 7 8 8, 1 9 9 千円	△ 1 5 7, 8 0 0 千円	1, 6 3 0, 3 9 9 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	1, 9 0 3, 4 3 2 千円	4 7 4, 1 3 3 千円	2, 3 7 7, 5 6 5 千円
<u>支 出</u>			
第 1 款 下水道事業費用	3, 3 6 2, 2 6 1 千円	6 2 5, 0 0 0 千円	3, 9 8 7, 2 6 1 千円
第 3 項 特 別 損 失	1, 0 0 2 千円	6 2 5, 0 0 0 千円	6 2 6, 0 0 2 千円

(企業債)

第3条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

(追 加)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
災 害 復 旧 事 業	308,600	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率見直しを 行った後において は、当該見直し後 の利率)	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合にはそ の債権者と協定するものによる。た だし、企業財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上 償還もしくは低利に借換えすること ができる。

令和8年8月21日 専決

八代市長 小 野 泰 輔

下水道事業会計補正予算に関する説明書

令和8年度 八代市下水道事業会計補正予算実施計画
収益の収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下水道事業収益			3,691,634	316,333	4,007,967	
	1. 営 業 収 益		1,788,199	△ 157,800	1,630,399	
		1. 下 水 道 使 用 料	1,346,870	△ 157,800	1,189,070	
	2. 営 業 外 収 益		1,903,432	474,133	2,377,565	
		4. 他 会 計 補 助 金	12,426	157,800	170,226	
		8. 国 県 負 担 金	0	316,333	316,333	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下水道事業費用			3,362,261	625,000	3,987,261	
	3. 特 別 損 失		1,002	625,000	626,002	
		4. 災 害 による 損 失	0	625,000	625,000	

令和8年度 八代市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	3,919
減価償却費	2,031,520
貸倒引当金の減少額	△ 1,134
賞与引当金の減少額	△ 160
法定福利費引当金の減少額	△ 175
長期前受金戻入額	△ 1,344,247
受取利息及び受取配当金	△ 1
支払利息	262,474
固定資産除却費	6,519
未収金の増加額	△ 20,969
未払金の増加額	11,385
前払金の増減額	0
預り金の増減額	0
特定収入仮払消費税に係る調整額	△ 143,526
小計	805,605
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△ 262,474
業務活動によるキャッシュ・フロー	543,132

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,446,733
無形固定資産の取得による支出	37,834
国庫補助金等による収入	551,830
受益者負担金及び分担金による収入	40,356
一般会計又は他会計からの繰入金による収入	412,629
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 404,084

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	1,561,700
建設改良等の財源に充てるための企業債償還による支出	△ 1,707,665
他会計からの出資による収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 145,965

IV 資金増加額(△は減少額) △ 6,917

V 資金期首残高 775,360

VI 資金期末残高 768,443

令和8年度 八代市下水道事業予定貸借対照表

(令 和 9 年 3 月 3 1 日)

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

	千円	千円	千円	千円
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ. 土 地		1,025,902		
ロ. 建 物	1,949,127			
減価償却累計額	<u>△ 654,049</u>	1,295,078		
ハ. 構 築 物	56,462,991			
減価償却累計額	<u>△ 16,615,503</u>	39,847,488		
ニ. 機 械 及 び 装 置	8,448,286			
減価償却累計額	<u>△ 3,969,546</u>	4,478,740		
ホ. 車 両 運 搬 具	9,118			
減価償却累計額	<u>△ 4,159</u>	4,959		
ヘ. 工具器具及び備品	21,840			
減価償却累計額	<u>△ 15,484</u>	6,356		
ト. 建 設 仮 勘 定		178,830		
有形固定資産合計			46,837,353	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ. 施 設 利 用 権		<u>692,901</u>		
無形固定資産合計			692,901	
固 定 資 産 合 計				47,530,254

2. 流動資産

(1) 現金預金		768,443	
(2) 未収金	229,384		
貸倒引当金	<u>△ 8,533</u>	220,851	
(3) 前払金		<u>0</u>	
流動資産合計			989,294
資産合計			<u><u>48,519,548</u></u>

負債の部**3. 固定負債**

(1) 企業債			
イ. 建設改良費等の財源に充てるための企業債		18,520,321	
ロ. その他の企業債		310,800	
固定負債合計			18,831,121

4. 流動負債

(1) 企業債			
イ. 建設改良費等の財源に充てるための企業債		1,666,699	
ロ. その他の企業債		0	
(2) 未払金		156,200	
(3) 前受金		8	
(4) 預り金		38	
(5) 引当金			
イ. 賞与引当金	9,736		
ロ. 法定福利費引当金	<u>1,848</u>		
引当金合計		<u>11,584</u>	
流動負債合計			1,834,529

5. 繰延収益

長期前受金
長期前受金収益化累計額
繰延収益合計
負債合計

35,131,632

△ 13,815,119

21,316,513

21,316,513

41,982,163

資本の部

6. 資本金

(1) 自己資本金

5,360,780

7. 剰余金

(1) 資本剰余金

839,920

(2) 利益剰余金

イ. 当年度未処分
利益剰余金

336,685

利益剰余金合計

336,685

剰余金合計

1,176,605

資本合計

6,537,385

負債資本合計

48,519,548

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(款) 1. 下水道事業収益 (項) 1. 営業収益

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 下水道使用料	千円 1,346,870	千円 △ 157,800	千円 1,189,070	下水道使用料	千円 △ 157,800	下水道使用料 △ 148,991 農業集落排水使用料 △ 7,295 公共浄化槽使用料 △ 1,514
計	1,788,199	△ 157,800	1,630,399			

(款) 1. 下水道事業収益 (項) 2. 営業外収益

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4. 他会計補助金	千円 12,426	千円 157,800	千円 170,226	他会計補助金	千円 157,800	污水处理人件費等一般会計補助金 千円 農業集落排水 7,295 公共浄化槽 1,514 公共下水道 148,991
8. 国庫負担金	0	316,333	316,333	国 庫 負 担 金	316,333	下水道施設災害復旧事業費国庫負担金
計	1,903,432	474,133	2,377,565			

支 出

(款) 1. 下水道事業費用 (項) 3. 特別損失

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4. 災害による損失	千円 0	千円 625,000	千円 625,000	災 害 復 旧 費	千円 625,000	千円 災害応急復旧修繕 23,000
					災害復旧調査委託 300,000	
					災害査定業務及び実施設計委託 302,000	
計	1,002	625,000	626,002			

企業債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込に関する調書

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
公 共 下 水 道 事 業 債	千円 20,964,305	千円 20,481,521	千円 1,238,900	千円 1,672,683	千円 20,047,738
農 業 集 落 排 水 債 事 業	130,722	108,382	8,200	29,310	87,272
公 共 浄 化 槽 等 債 整 備 推 進 事 業	57,479	51,682	6,000	5,672	52,010
災 害 復 旧 事 業 債	113	2,200	308,600	0	310,800
計	21,152,619	20,643,785	1,561,700	1,707,665	20,497,820

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 8 年 9 月 24 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

(提案理由)

専決処分した事件については、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 31 日
八代市長 小野 泰輔

記

令和 8 年熊本地震により被災した被保険者に係る介護保険料の減免申請
の提出期限の特例に関する条例

令和 8 年熊本地震により被災した被保険者に係る介護保険料の減免
申請の提出期限の特例に関する条例

令和 8 年熊本地震により被災した被保険者が八代市介護保険条例（平成
17 年八代市条例第 186 号）第 12 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに該
当することにより介護保険料の減免を受けようとする場合における当該減
免申請の提出期限については、同条第 2 項中「納期限前 7 日まで」とある
のは「納期限の 7 日前の日以後において市長が別に定める日まで」と、
「前前月の 15 日まで」とあるのは「前前月の 15 日以後において市長が
別に定める日まで」と読み替えて同項の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 7 月 28 日から適用する。

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 8 年 9 月 2 4 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

(提案理由)

専決処分した事件については、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 9 月 4 日
八代市長 小野 泰輔

記

令和 8 年度八代市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 8 年 度

八 代 市 一 般 会 計 補 正 予 算 書

(第 5 号)

専決第14号

令和8年度八代市一般会計補正予算（第5号）

令和8年度八代市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 8 2 1, 0 0 0 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 8, 8 9 5, 4 0 0 千円 とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年9月4日専決

八代市長 小 野 泰 輔

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 地方交付税		19,977,370	44,159	20,021,529
	1 地方交付税	19,977,370	44,159	20,021,529
15 国庫支出金		16,379,215	673,007	17,052,222
	1 国庫負担金	10,846,638	627,200	11,473,838
	2 国庫補助金	5,360,569	45,807	5,406,376
16 県支出金		8,207,216	1,325,836	9,533,052
	1 県負担金	5,251,957	1,325,836	6,577,793
19 繰入金		2,494,240	175,698	2,669,938
	1 基金繰入金	2,494,240	175,698	2,669,938
22 市債		9,678,700	602,300	10,281,000
	1 市債	9,678,700	602,300	10,281,000
補正されなかった款に係る額		29,337,659	0	29,337,659
歳 入 合 計		86,074,400	2,821,000	88,895,400

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		7,986,450	357,688	8,344,138
	1 総務管理費	6,712,639	345,155	7,057,794
	2 徴税費	711,322	12,533	723,855
3 民生費		29,680,448	1,130,160	30,810,608
	4 災害救助費	1,698,790	1,130,160	2,828,950
4 衛生費		11,220,796	96,696	11,317,492
	2 生活環境費	9,155,063	96,696	9,251,759
9 教育費		7,843,548	4,238	7,847,786
	2 小学校費	1,349,395	633	1,350,028
	3 中学校費	786,463	1,891	788,354
	4 特別支援学校費	111,469	33	111,502
	6 学校給食費	3,272,983	1,681	3,274,664
10 災害復旧費		4,350,853	1,232,218	5,583,071
	1 農林水産業施設災害復旧費	1,227,208	23,500	1,250,708
	2 公共土木施設災害復旧費	2,725,513	25,000	2,750,513
	4 文教施設災害復旧費	273,087	1,156,682	1,429,769
	5 その他公共施設・公用施設災害復旧費	16,393	27,036	43,429
補正されなかった款に係る額		24,992,305	0	24,992,305
歳 出	合 計	86,074,400	2,821,000	88,895,400

第2表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
災 害 復 旧 事 業	千円 3,563,600	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金につい て、利率見直 しを行った後 においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものに よる。ただし、市財政の 都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利に 借換えすることができ る。	千円 4,156,800	補 正 前 に 同 じ		
災 害 廃 棄 物 処 理 事 業	677,000				686,100			

一 般 会 計 補 正 予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	17,422,521	0	17,422,521
2 地方譲与税	675,730	0	675,730
3 利子割交付金	47,100	0	47,100
4 配当割交付金	90,000	0	90,000
5 株式等譲渡所得割交付金	182,000	0	182,000
6 法人事業税交付金	266,000	0	266,000
7 地方消費税交付金	3,729,400	0	3,729,400
8 ゴルフ場利用税交付金	11,000	0	11,000
9 環境性能割交付金	2,000	0	2,000
10 地方特例交付金	229,400	0	229,400
11 地方交付税	19,977,370	44,159	20,021,529
12 交通安全対策特別交付金	12,056	0	12,056
13 分担金及び負担金	284,745	0	284,745
14 使用料及び手数料	833,500	0	833,500
15 国庫支出金	16,379,215	673,007	17,052,222
16 県支出金	8,207,216	1,325,836	9,533,052
17 財産収入	190,214	0	190,214
18 寄附金	3,054,273	0	3,054,273
19 繰入金	2,494,240	175,698	2,669,938
20 繰越金	1,200,000	0	1,200,000
21 諸収入	1,107,720	0	1,107,720
22 市債	9,678,700	602,300	10,281,000
歳入合計	86,074,400	2,821,000	88,895,400

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	375,424	0	375,424	0	0	0	0
2 総務費	7,986,450	357,688	8,344,138	231,662	0	0	126,026
3 民生費	29,680,448	1,130,160	30,810,608	1,094,174	0	0	35,986
4 衛生費	11,220,796	96,696	11,317,492	45,807	9,100	0	41,789
5 農林水産業費	3,133,490	0	3,133,490	0	0	0	0
6 商工費	2,681,944	0	2,681,944	0	0	0	0
7 土木費	6,638,003	0	6,638,003	0	0	0	0
8 消防費	2,576,270	0	2,576,270	0	0	0	0
9 教育費	7,843,548	4,238	7,847,786	0	0	0	4,238
10 災害復旧費	4,350,853	1,232,218	5,583,071	627,200	593,200	0	11,818
11 公債費	8,281,278	0	8,281,278	0	0	0	0
12 諸支出金	1,285,896	0	1,285,896	0	0	0	0
13 予備費	20,000	0	20,000	0	0	0	0
歳 出 合 計	86,074,400	2,821,000	88,895,400	1,998,843	602,300	0	219,857

2. 歳入

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	19,977,370	44,159	20,021,529	1 地方交付税	44,159	
計	19,977,370	44,159	20,021,529			

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 災害復旧費国庫負担金	706,963	627,200	1,334,163	1 公共土木施設 災害復旧費負 担金	13,333	公共土木施設災害復旧費負担金 (6. 67 / 10)
				2 文教施設災害 復旧費負担金	613,867	公立学校施設災害復旧費負担金 (2 / 3) 599,163 学校給食施設災害復旧費負担金 (2 / 3) 14,704
計	10,846,638	627,200	11,473,838			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生費国庫補助金	40,839	45,807	86,646	2 生活環境費補 助金	45,807	災害等廃棄物処理事業費補助金 (1 / 2)
計	5,360,569	45,807	5,406,376			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費県負担金	5,249,389	1,325,836	6,575,225	4 災害救助費負担金	1,325,836	災害救助費負担金 (10/10)
計	5,251,957	1,325,836	6,577,793			

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	630,694	175,698	806,392	1 財政調整基金繰入金	175,698	
計	2,494,240	175,698	2,669,938			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
9 災害復旧債	3,565,200	602,300	4,167,500	1 農林水産業施設災害復旧債	23,500	漁港施設災害復旧事業
				2 公共土木施設災害復旧債	11,600	都市下水路施設災害復旧事業
				4 文教施設災害復旧債	531,400	公立学校施設災害復旧事業 299,600
						学校給食施設災害復旧事業 7,300
						社会教育施設災害復旧事業 199,500
						社会体育施設災害復旧事業 25,000
				5 その他公共・公用施設災害復旧債	26,700	コミュニティセンター施設災害復旧事業 500
						商工施設災害復旧事業 800
						観光施設災害復旧事業 2,600
						市庁舎災害復旧事業 22,800
				6 歳入欠かん等債	9,100	災害廃棄物処理事業
計	9,678,700	602,300	10,281,000			

3. 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	4,116,247	345,155	4,461,402	231,662	0	0	113,493	3 職員手当等	345,155	職員給与経費（R8熊本地震）
計	6,712,639	345,155	7,057,794	231,662	0	0	113,493			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 税務総務費	547,552	12,533	560,085	0	0	0	12,533	10 需用費	518	被害家屋等認定調査事業（R8熊本地震）
								12 委託料	9,315	
								13 使用料及び賃借料	2,700	
計	711,322	12,533	723,855	0	0	0	12,533			

(款) 3 民生費

(項) 4 災害救助費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 災害救助費	1,698,790	1,130,160	2,828,950	1,094,174	0	0	35,986	10 需用費	393,099	避難所運営事業（R8熊本地震）	989,730
								12 委託料	574,478	飲料水供給事業（R8熊本地震）	140,430
								13 使用料及び賃借料	23,868		
								15 原材料費	100		
								18 負担金補助及び交付金	138,615		
計	1,698,790	1,130,160	2,828,950	1,094,174	0	0	35,986				

(款) 4 衛生費

(項) 2 生活環境費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 廃棄物対策費	6,787,636	91,614	6,879,250	45,807	9,100	0	36,707	12 委託料	91,614	災害廃棄物処理事業（R8熊本地震）
5 塵芥処理費	1,523,742	5,082	1,528,824	0	0	0	5,082	14 工事請負費	5,082	ごみ処理施設整備事業（R8熊本地震）
計	9,155,063	96,696	9,251,759	45,807	9,100	0	41,789			

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 教育振興費	670,751	633	671,384	0	0	0	633	19 扶助費	633	就学援助事業（R8熊本地震）
計	1,349,395	633	1,350,028	0	0	0	633			

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 教育振興費	490,566	1,891	492,457	0	0	0	1,891	19 扶助費	1,891	就学援助事業（R8熊本地震）
計	786,463	1,891	788,354	0	0	0	1,891			

(款) 9 教育費

(項) 4 特別支援学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 教育振興費	57,379	33	57,412	0	0	0	33	19 扶助費	33	就学援助事業（R8熊本地震）
計	111,469	33	111,502	0	0	0	33			

(款) 9 教育費

(項) 6 学校給食費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 学校給食費	3,272,983	1,681	3,274,664	0	0	0	1,681	19 扶助費	1,681	就学援助事業（R8熊本地震）
計	3,272,983	1,681	3,274,664	0	0	0	1,681			

(款) 10 災害復旧費

(項) 1 農林水産業施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 水産業施設災害復旧費	20,200	23,500	43,700	0	23,500	0	0	12 委託料	23,500	漁港施設災害復旧事業（R8熊本地震）
計	1,227,208	23,500	1,250,708	0	23,500	0	0			

(款) 10 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 都市計画施設 災害復旧費	327,750	25,000	352,750	13,333	11,600	0	67	12 委託料	5,000	都市下水道施設災害復旧事業（R8熊本地震）
								14 工事請負費	20,000	
計	2,725,513	25,000	2,750,513	13,333	11,600	0	67			

(款) 10 災害復旧費

(項) 4 文教施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 公立学校施設 災害復旧費	244,738	910,000	1,154,738	599,163	299,600	0	11,237	11 役務費	1,793	公立学校施設災害復旧事業（R8熊本地震）
								12 委託料	200,641	
								13 使用料及び賃借料	2,200	
								14 工事請負費	702,366	
								15 原材料費	3,000	
3 学校給食施設 災害復旧費	6,714	22,182	28,896	14,704	7,300	0	178	10 需用費	9,279	学校給食施設災害復旧事業（R8熊本地震）
								11 役務費	300	
								12 委託料	99	
								14 工事請負費	6,050	
								17 備品購入費	6,454	
4 社会教育施設 災害復旧費	5,635	199,500	205,135	0	199,500	0	0	10 需用費	28,500	社会教育施設災害復旧事業（R8熊本地震）
								12 委託料	28,000	
								14 工事請負費	143,000	
5 社会体育施設 災害復旧費	0	25,000	25,000	0	25,000	0	0	14 工事請負費	25,000	社会体育施設災害復旧事業（R8熊本地震）
計	273,087	1,156,682	1,429,769	613,867	531,400	0	11,415			

(款) 10 災害復旧費

(項) 5 その他公共施設・公用施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 商工施設災害 復旧費	1,050	3,400	4,450	0	3,400	0	0	10 需用費	3,400	観光施設災害復旧事業（R8熊本地震） 2,600 商工施設災害復旧事業（R8熊本地震） 800
3 その他公共施 設・公用施設 災害復旧費	9,495	23,636	33,131	0	23,300	0	336	10 需用費	360	市庁舎災害復旧事業（R8熊本地震） 23,081 コミュニティセンター施設災害復旧事業 （R8熊本地震） 555
								11 役務費	124	
								12 委託料	55	
								13 使用料及び 賃借料	157	
								14 工事請負費	22,940	
計	16,393	27,036	43,429	0	26,700	0	336			

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(603) 998	766,952	4,359,051	3,282,795	8,408,798	1,552,529	9,961,327	
補 正 前	(603) 998	766,952	4,359,051	2,937,640	8,063,643	1,552,529	9,616,172	
比 較	(0) 0	0	0	345,155	345,155	0	345,155	

※ () 内は再任用短時間勤務職員及びパートタイムの会計年度任用職員（外書き）

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	管 理 職 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	期末勤勉 手 当	退 職 手 当	住 居 手 当	地 域 手 当	単 身 赴任 手 当	災 害 派遣 手 当
	補 正 後	118,458	76,515	2,887	635,082	65,683	400	2,084,152	214,656	80,474	3,048	1,440	0
	補 正 前	118,458	76,515	2,887	289,927	65,683	400	2,084,152	214,656	80,474	3,048	1,440	0
	比 較	0	0	0	345,155	0	0	0	0	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(46) 998		4,210,806	2,958,503	7,169,309	1,347,514	8,516,823	
補 正 前	(46) 998		4,210,806	2,613,348	6,824,154	1,347,514	8,171,668	
比 較	(0) 0		0	345,155	345,155	0	345,155	

※ () 内は再任用短時間勤務職員 (外書き)

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	管 理 職 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	期末勤勉 手 当	退 職 手 当	住 居 手 当	地 域 手 当	単 身 赴任 手 当	災 害 派遣 手 当
	補 正 後	118,458	71,672	2,887	633,895	65,683	400	1,765,890	214,656	80,474	3,048	1,440	0
	補 正 前	118,458	71,672	2,887	288,740	65,683	400	1,765,890	214,656	80,474	3,048	1,440	0
	比 較	0	0	0	345,155	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(557) 0	766,952	148,245	324,292	1,239,489	205,015	1,444,504	
補 正 前	(557) 0	766,952	148,245	324,292	1,239,489	205,015	1,444,504	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

※ () 内はパートタイムの会計年度任用職員 (外書き)

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	管 理 職 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	期末勤勉 手 当	退 職 手 当	住 居 手 当	地 域 手 当	単 身 赴任 手 当	災 害 派遣 手 当
	補 正 後		4,843		1,187			318,262					
	補 正 前		4,843		1,187			318,262					
	比 較		0		0			0					

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
2. 災害復旧債	16,281,994	16,891,196	5,247,500	1,232,004	20,906,692
(1) 単独	15,006,072	15,176,884	3,815,300	1,184,417	17,807,767
(2) 補助	1,275,922	1,714,312	1,432,200	47,587	3,098,925
補正されなかった 区分にかかると額	64,785,823	70,263,698	6,582,300	6,274,722	70,571,276
合 計	81,067,817	87,154,894	11,829,800	7,506,726	91,477,968

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件を別紙のとおり報告し、その承認を求める。

令和 8 年 9 月 24 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

(提案理由)

専決処分した事件については、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により
下記の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 9 月 4 日
八代市長 小野 泰輔

記

令和 8 年度八代市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

専決第 15 号

令和 8 年 度

八代市下水道事業会計補正予算書

(第 2 号)

令和 8 年度 八代市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度八代市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度八代市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、特別損失中災害復旧費 1 0 3， 0 0 0 千円の財源にあてるため、企業債 3 4， 3 0 0 千円を借り入れる。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	<u>収 入</u>		
第 1 款 下水道事業収益	4， 0 0 7， 9 6 7 千円	6 8， 6 6 7 千円	4， 0 7 6， 6 3 4 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	2， 3 7 7， 5 6 5 千円	6 8， 6 6 7 千円	2， 4 4 6， 2 3 2 千円
	<u>支 出</u>		
第 1 款 下水道事業費用	3， 9 8 7， 2 6 1 千円	1 0 3， 0 0 0 千円	4， 0 9 0， 2 6 1 千円
第 3 項 特 別 損 失	6 2 6， 0 0 2 千円	1 0 3， 0 0 0 千円	7 2 9， 0 0 2 千円

(企業債)

第3条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

(追 加)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
災 害 復 旧 事 業	34,300	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率見直しを 行った後において は、当該見直し後 の利率)	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合にはそ の債権者と協定するものによる。た だし、企業財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上 償還もしくは低利に借換えすること ができる。

令和8年9月 4日 専決

八代市長 小 野 泰 輔

下水道事業会計補正予算に関する説明書

令和8年度 八代市下水道事業会計補正予算実施計画
収益的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下水道事業収益			4,007,967	68,667	4,076,634	
	2. 営業外収益		2,377,565	68,667	2,446,232	
		8. 国 県 負 担 金	316,333	68,667	385,000	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下水道事業費用			3,987,261	103,000	4,090,261	
	3. 特別損失		626,002	103,000	729,002	
		4. 災害による損失	625,000	103,000	728,000	

令和8年度 八代市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純損失	△ 27,292
減価償却費	2,031,520
貸倒引当金の減少額	△ 1,134
賞与引当金の減少額	△ 160
法定福利費引当金の減少額	△ 175
長期前受金戻入額	△ 1,344,247
受取利息及び受取配当金	△ 1
支払利息	262,474
固定資産除却費	6,519
未収金の増加額	△ 24,091
未払金の増加額	11,385
前払金の増減額	0
預り金の増減額	0
特定収入仮払消費税に係る調整額	△ 143,526
小計	771,272
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△ 262,474
業務活動によるキャッシュ・フロー	508,799

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,446,733
無形固定資産の取得による支出	37,834
国庫補助金等による収入	551,830
受益者負担金及び分担金による収入	40,356
一般会計又は他会計からの繰入金による収入	412,629
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 404,084

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	1,596,000
建設改良等の財源に充てるための企業債償還による支出	△ 1,707,665
他会計からの出資による収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 111,665

IV 資金増加額(△は減少額)

V 資金期首残高	775,360
VI 資金期末残高	768,410

令和8年度 八代市下水道事業予定貸借対照表

(令 和 9 年 3 月 3 1 日)

資 産 の 部

1. 固 定 資 産

	千円	千円	千円	千円
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ. 土 地		1,025,902		
ロ. 建 物	1,949,127			
減価償却累計額	<u>△ 654,049</u>	1,295,078		
ハ. 構 築 物	56,462,991			
減価償却累計額	<u>△ 16,615,503</u>	39,847,488		
ニ. 機 械 及 び 装 置	8,448,286			
減価償却累計額	<u>△ 3,969,546</u>	4,478,740		
ホ. 車 両 運 搬 具	9,118			
減価償却累計額	<u>△ 4,159</u>	4,959		
ヘ. 工 具 器 具 及 び 備 品	21,840			
減価償却累計額	<u>△ 15,484</u>	6,356		
ト. 建 設 仮 勘 定		178,830		
有形固定資産合計			46,837,353	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ. 施 設 利 用 権		<u>692,901</u>		
無形固定資産合計			692,901	
固 定 資 産 合 計				47,530,254

2. 流動資産

(1) 現金預金		768,410
(2) 未収金	232,506	
貸倒引当金	<u>△ 8,533</u>	223,973
(3) 前払金		<u>0</u>

流動資産合計

992,383

資産合計**48,522,637****負債の部****3. 固定負債**

(1) 企業債		
イ. 建設改良費等の財源に充てるための企業債		18,520,321
ロ. その他の企業債		345,100

固定負債合計

18,865,421

4. 流動負債

(1) 企業債		
イ. 建設改良費等の財源に充てるための企業債		1,666,699
ロ. その他の企業債		0

(2) 未払金		156,200
---------	--	---------

(3) 前受金		8
---------	--	---

(4) 預り金		38
---------	--	----

(5) 引当金		
---------	--	--

イ. 賞与引当金 9,736

ロ. 法定福利費引当金 1,848

引当金合計 11,584

流動負債合計

1,834,529

5. 繰延収益

長期前受金
 長期前受金収益化累計額
 繰延収益合計
 負債合計

35,131,632

△ 13,815,119

21,316,513

21,316,513

42,016,463

資本の部

6. 資本金

(1) 自己資本金

5,360,780

7. 剰余金

(1) 資本剰余金

839,920

(2) 利益剰余金

イ. 当年度未処分
 利益剰余金

305,474

利益剰余金合計

305,474

剰余金合計

1,145,394

資本合計

6,506,174

負債資本合計

48,522,637

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(款) 1. 下水道事業収益 (項) 2. 営業外収益

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
8. 国県負担金	316,333	68,667	385,000	国 庫 負 担 金	68,667	下水道施設災害復旧事業費国庫負担金
計	2,377,565	68,667	2,446,232			

支 出

(款) 1. 下水道事業費用 (項) 3. 特別損失

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4. 災害による損失	千円 625,000	千円 103,000	千円 728,000	災 害 復 旧 費	千円 103,000	千円 災害査定業務及び実施設計委託 20,000
						災害復旧工事請負費 83,000
計	626,002	103,000	729,002			

企業債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込に関する調書

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
公 共 下 水 道 事 業 債	千円 20,964,305	千円 20,481,521	千円 1,238,900	千円 1,672,683	千円 20,047,738
農 業 集 落 排 水 債 事 業	130,722	108,382	8,200	29,310	87,272
公 共 浄 化 槽 等 債 整 備 推 進 事 業	57,479	51,682	6,000	5,672	52,010
災 害 復 旧 事 業 債	113	2,200	342,900	0	345,100
計	21,152,619	20,643,785	1,596,000	1,707,665	20,532,120

契約の締結について

本市は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 金剛コミュニティセンター新築工事（建築工事） |
| 2 | 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 | 工事場所 | 八代市高植本町 1 0 6 1 番 6 |
| 4 | 契約金額 | 3 7 7 , 3 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 和久田建設・小笹建設建設工事共同企業体
代表者 八代市迎町二丁目 9 号 1 0 番地
和久田建設株式会社
代表取締役 和久田 数臣 |

令和 8 年 9 月 2 4 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

本市が予定価格 1 億 5 , 0 0 0 万円以上の工事請負契約を締結するには、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

八代市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

八代市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 9 月 24 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

市長等が本市に対して損害賠償責任を負う場合において、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該損害賠償責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額に条例で定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免責するに当たり、地方自治法に基づき、条例の制定が必要である。

八代市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第1項の規定に基づき、市長若しくは本市の委員会の委員若しくは委員又は本市の職員（同法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市長等が本市に対して損害賠償責任を負う場合において、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該損害賠償責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

(1) 市長 6

(2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4

(3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員 2

(4) 本市の職員（第2号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後の市長等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

八代市職員退職年金等支給条例等の一部を改正する条例の一部改正について

八代市職員退職年金等支給条例等の一部を改正する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 9 月 24 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

国民年金の年金額改定を受けて、恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部が改正され、恩給改定率が改定されたことに伴い、恩給年額に準じて支給する退職年金等の額を改定するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市職員退職年金等支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

八代市職員退職年金等支給条例等の一部を改正する条例（昭和４１年八代市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

附則第３条第１項中「令和７年４月分」を「令和８年４月分」に改め、同項の表中「１，１８５，９００円」を「１，２０８，６００円」に、「８８９，４００円」を「９０６，４００円」に、「７１１，５００円」を「７２５，１００円」に、「５９５，１００円」を「６０６，５００円」に、「８２９，２００円」を「８４５，１００円」に、「６２１，９００円」を「６３３，８００円」に、「４９７，５００円」を「５０７，０００円」に、「４２３，８００円」を「４３１，９００円」に改め、同条第３項中「令和７年３月３１日」を「令和８年３月３１日」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の八代市職員退職年金等支給条例等の一部を改正する条例の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（職権改定）

- 2 この条例の規定による退職年金又は遺族年金の年額の改定は、市長が年金受給者の請求を待たずに行う。

八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

八代市消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 9 月 24 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合に、葬祭を行う者に対して支給する葬祭補償の定額部分の額を改定するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

八代市消防団員等公務災害補償条例（平成１７年八代市条例第２７３号）の一部を次のように改正する。

第１８条中「３１万５，０００円」を「３３万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の八代市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第１８条の規定は、令和８年４月１日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた八代市消防団員等公務災害補償条例第４条第７号に規定する葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の八代市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第１８条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第６条の規定による金額により支給されたもの（その額が６６万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第１８条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

八代市公告式条例等の一部改正について

八代市公告式条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 9 月 2 4 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の趣旨を踏まえ、市民の利便性向上及び情報提供の充実を図るため、条例等の公布等について現行の掲示場への掲示に加え、市ホームページに掲載することとするに当たり、条例の改正が必要である。

八代市公告式条例等の一部を改正する条例

(八代市公告式条例の一部改正)

第1条 八代市公告式条例（平成17年八代市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「公布は」を「公布は、市のホームページに掲載するとともに」に改める。

(八代市職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 八代市職員退職手当支給条例（平成17年八代市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「内容を」を「内容を市のホームページに掲載するとともに、」に、「その」を「その掲載し、及び」に改める。

(八代市都市公園条例の一部改正)

第3条 八代市都市公園条例（平成17年八代市条例第215号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項第1号中「14日間」を「14日間、市のホームページに掲載するとともに」に改め、同項第2号中「前号の掲示」を「前号に掲げる方法による公示」に、「同号の掲示」を「その公示」に、「その掲示」を「その公示」に、「公報又は新聞紙」を「市報又は市のホームページ」に改め、同条第2項中「規則で定める場所」を「市のホームページ及び規則で定める場所」に改める。

附 則

この条例は、令和9年1月1日から施行する。

令和 8 年熊本地震による被災者に係る市税の減免申請の提出期限の特例に関する条例の制定について

令和 8 年熊本地震による被災者に係る市税の減免申請の提出期限の特例に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 9 月 2 4 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

令和 8 年熊本地震による被災者が行う市民税及び固定資産税の減免申請の提出期限を延長するに当たり、条例の制定が必要である。

令和 8 年熊本地震による被災者に係る市税の減免申請の提出期限の特例に関する条例

（市民税の減免申請の提出期限の特例）

第 1 条 令和 8 年熊本地震による被災者が八代市市税条例（平成 1 7 年八代市条例第 2 5 6 号）第 5 1 条第 1 項第 4 号に該当することにより市民税の減免を受けようとする場合における当該減免申請の提出期限については、同条第 2 項中「納期限前 7 日まで」とあるのは、「納期限の 7 日前の日以後において市長が別に定める日まで」と読み替えて同項の規定を適用する。

（固定資産税の減免申請の提出期限の特例）

第 2 条 令和 8 年熊本地震による被災者が八代市市税条例第 7 1 条第 1 項第 3 号に該当することにより固定資産税の減免を受けようとする場合における当該減免申請の提出期限については、同条第 2 項中「納期限前 7 日まで」とあるのは、「納期限の 7 日前の日以後において市長が別に定める日まで」と読み替えて同項の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 7 月 2 8 日から適用する。

八代市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

八代市認可地縁団体印鑑条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 9 月 2 4 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、同規則を引用する条項の整理を行うに当たり、条例の改正が必要である。

八代市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

八代市認可地縁団体印鑑条例（平成１７年八代市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「第１９条第１項第１号へ」を「第１８条の３第１項第６号」に改める。

第３条第１項中「により」を「により市長に」に改める。

第４条中「第２１条第２項の規定に基づき作成された」を「第１８条の３第１項の規定により作成した」に改める。

第１２条中「第１９条第１項」を「第１９条第１項第１号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部改正について

八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 9 月 2 4 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の交付開始に対応するための規定を整備する当たり、条例の改正が必要である。

八代市印鑑条例及び八代市手数料条例の一部を改正する条例

(八代市印鑑条例の一部改正)

第1条 八代市印鑑条例（平成17年八代市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中「個人番号カードを」を「個人番号カードをいう。以下同じ。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書を）」に改め、同条第2項中「個人番号カード」を「個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」に改める。

第10条第3項中「個人番号カード」を「個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」に改める。

第11条第1項中「個人番号カード（」を「個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書（これらのうち、公的個人認証法第22条第1項又は第22条の3第1項の規定により発行申請を行うことにより）」に、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

(八代市手数料条例の一部改正)

第2条 八代市手数料条例（平成17年八代市条例第257号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「個人番号カードであって」を「個人番号カードをいう。以下同じ。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）（これらのうち）」に、「第22条第1項」を「第22条第1項又は第22条の3第1項の規定により発行申請を行うことにより同法第22条第1項」に、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改め、同条第10号、第11号及び第13号中「個人番号カード」を「個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八代市営住宅設置管理条例及び八代市再建住宅条例の一部改正について

八代市営住宅設置管理条例及び八代市再建住宅条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 9 月 2 4 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

坂本町における宅地かさ上げ事業の一部完了に伴い生じる古閑中町再建住宅の空き住戸について、市営住宅として一般市民の入居を可能とするに当たり、条例の改正が必要である。

八代市営住宅設置管理条例及び八代市再建住宅条例の一部を改正する条例

(八代市営住宅設置管理条例の一部改正)

第1条 八代市営住宅設置管理条例（平成17年八代市条例第222号）の一部を次のように改正する。

別表第1 麦島団地の項の次に次のように加える。

古閑中団地	八代市古閑中町843番地外
-------	---------------

別表第2 海士江町団地の項の次に次のように加える。

古閑中団地	八代市古閑中町843番地外	1,000円
-------	---------------	--------

(八代市再建住宅条例の一部改正)

第2条 八代市再建住宅条例（令和5年八代市条例第36号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

(空き住戸の市営住宅としての供用)

第8条 古閑中町再建住宅に空き住戸が生じたときは、当該空き住戸を八代市営住宅設置管理条例に規定する古閑中団地として供用することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 9 月 2 4 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

児童福祉法等の一部改正に伴い、本市の家庭的保育事業等、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに乳児等通園支援事業に関し、必要な基準を定めるに当たり、条例の改正が必要である。

八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年八代市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中「場合」を「場合若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」に改める。

第6条第1項中「事項」を「事項(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。))にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項)」に改め、同項第3号中「家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。))」に改め、同条第7項中「のものに限る。)」を「のものに限る。))又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」に改める。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。))を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。))に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。))その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」を「利用定員(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」に改める。

第23条第2項及び第3項中「市町村長」を「市長」に改める。

第27条中「小規模保育事業B型」を「小規模保育事業B型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。))」に、「小規模保育事業C型」を「小規模保育事業C型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。))」に改める。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」を「第6条の3第10項第2号又は第3号」に改め、同条第3項中「准看護師」を

「准看護師（以下「看護師等」という。）」に改め、同条に次の２項を加える。

４ 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所Ａ型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５ 前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第３１条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４ 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所Ｂ型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５ 前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第３５条中「第６条の３第１０項」を「第６条の３第１０項第１号」

に改める。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「同じ。）」と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」を「同じ。）」に改める。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（」を「家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び」に改める。

附則第9条第1項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項」を「認定地方公共団体の

区域内にある小規模保育事業所 A 型等にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、第 29 条第 3 項若しくは第 4 項若しくは第 44 条第 3 項若しくは第 4 項」に、「保育士の数（前 2 条」を「前 2 条」に、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改め、同条第 2 項を削る。

（八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 2 条 八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年八代市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 51 条・第 52 条」を「第 51 条—第 52 条」に改める。

第 6 条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども又は満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第 4 項中「選考の」を「前 2 項に規定する選考の」に改める。

第 7 条第 2 項中「法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 12 条の見出し中「教育・保育」を「特定教育・保育」に改める。

第 13 条第 4 項第 3 号ア（ア）中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「平成 26 年政令第 23 号。以下「令」という。」を「平成 26 年政令第 23 号」に改め、同号イ（ア）中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改める。

第 22 条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第 25 条中「幼稚園」を「学校教育法第 1 条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第 35 条第 1 項中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を

「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第 2 号」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く）」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く）」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む）」を「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「満 3 歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む）」に改める。

第 3 6 条第 1 項中「法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む）」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む）」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く）」を「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「満 3 歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く）」に改める。

第 3 7 条第 2 項を次のように改める。

- 2 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満 1 歳に満たない小学校就学前子どもと満 1 歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。
 - （1）家庭的保育事業、満 3 歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
 - （2）事業所内保育事業 労働者等監護満 3 歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第 37 条に次の 1 項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第 39 条第 2 項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」に、「この章」を「この章（第 43 条第 1 項を除く。）」に改め、同条第 4 項中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前項の」を「前 2 項に規定する」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第 40 条第 2 項中「法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 41 条中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 42 条第 1 項第 1 号中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第 3 号中「により特定地域型保育」を「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項、第 7 項、第 11 項及び第 12 項において同じ。）により特定地域型保育（満 3 歳以上限定小規模保育を除く。第 6 項、第 7 項及び第 12 項において同じ。）」に、「その他の」を「その他の法第 19 条第 3 号に掲げる」に、「以下この号及び第 6 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条第 7 項中「のものに限る。）」を「のものに限る。）又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」に改め、同条中第 11 項を第 12 項とし、第 8 項から第 10 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

- 8 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第 3 号に係る連携協力を求めることを要しない。

第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護

者に限る。）」に改める。

第46条第7号中「第39条第2項」を「第39条第2項及び第3項」に改める。

第47条第1項及び第2項並びに第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し及び同条第1項並びに」を「第14条第1項中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」とあるのは「特定地域型保育を提供したことを証する書類」と、」に、「地域型保育給付費」を「地域型保育給付費」と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」に改める。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「前節（第40条第2項）」を「この章（第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項）」に、「次条第3項」を「第52条第3項」に、「この章」を「この章（第43条第1項を除く。）」に、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」において同じ。）」に、「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・

保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども

に該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳未満保育認定子ども」に、「前条第１項」を「第５１条第１項」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「前節」を「この章」に、「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満３歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

（八代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条 八代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年八代市条例第４４号）の一部を次のように改正する。

第１３条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条の２ 乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第２０条第３項中「当該利用定員（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２７条第１項又は第２９条第１項の確認において定める利用定員をいう。）」を「当該利用定員」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第１条中八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関

する基準を定める条例第13条の改正規定及び第3条中八代市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の次に1条を加える改正規定は令和8年12月25日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

八代市職業訓練施設条例の廃止について

八代市職業訓練施設条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 9 月 2 4 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

八代市職業訓練施設の供用を廃止するに当たり、当該公の施設の設置及び管理に関して定める条例を廃止する必要がある。

八代市職業訓練施設条例を廃止する条例

八代市職業訓練施設条例（平成１７年八代市条例第２０３号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

八代市働く婦人の家条例の一部改正について

八代市働く婦人の家条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 9 月 2 4 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

八代市働く婦人の家について、既存施設を本館として位置付けるとともに、新たに別館を設置し供用を開始することに伴い、施設区分及び別館の使用料を定めるに当たり、条例の改正が必要である。

八代市働く婦人の家条例の一部を改正する条例

八代市働く婦人の家条例（平成１７年八代市条例第２０４号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第８条、第１４条関係）

区分		通常時（１時間当たり）	冷暖房稼働時（１時間当たり）
本館	体育室	２６０円	２６０円に１台当たり２００円を加算した額
	調理室	４７０円	６８０円
	和室	３１０円	５２０円
	講習室１	２００円	３１０円
	講習室２	１５０円	２６０円
別館	講習室３・５・６・８	２４０円	３５０円
	講習室４・７・９・１０	３２０円	４３０円

備考 この表において「通常時」とは館内の冷暖房を稼働していない場合をいい、「冷暖房稼働時」とは館内の冷暖房を稼働している場合をいう。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（準備行為）

- 改正後の八代市働く婦人の家条例の規定による利用の許可、指定管理者の指定その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

八代市広域交流センターさかもと館条例の一部改正について

八代市広域交流センターさかもと館条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 9 月 24 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

（提案理由）

令和 2 年 7 月豪雨により被災した八代市広域交流センターさかもと館の再整備に伴い、条例の改正が必要である。

八代市広域交流センターさかもと館条例の一部を改正する条例

八代市広域交流センターさかもと館条例（平成１７年八代市条例第１１８号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

八代市さかもと交流センター条例

第１条中「広域交流センター」を「さかもと交流センター（以下「センター」という。）」に改める。

第２条中「広域交流センターの」を「センターの」に、「八代市広域交流センターさかもと館」を「八代市さかもと交流センター」に改める。

第３条から第５条までを削る。

第６条第１項中「さかもと館」を「センター」に改め、同条第２項中「指定管理者は、さかもと館の管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て」を「市長は、センターの管理上必要があると認めるときは」に改め、同条を第３条とし、同条の次に次の２条を加える。

（開館時間）

第４条 センターの開館時間は、午前１０時から午後８時までとする。

２ 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

（行為の禁止等）

第５条 センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第１号から第６号までに掲げる行為については、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（１）植物を伐採し、又は採取すること。

（２）土砂を採取し、又は土地の形質を変更すること。

（３）はり紙、はり札その他の広告類を掲示すること。

（４）立入禁止区域に立ち入ること。

（５）指定された場所以外の場所に車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。

（６）指定された場所以外の場所で火気を使用すること。

（７）施設等を損傷し、又は汚損すること。

（８）ごみその他汚物を捨てる等不衛生な行為をすること。

（９）施設等の秩序を乱し、又は他の利用者に迷惑を及ぼす行為をすること。

（１０）その他施設等の管理上特に支障がある行為をすること。

２ 市長は、前項の規定に違反する者若しくはそのおそれのある者の入場を禁止し、又はその者に退場を命ずることができる。

第７条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第１項中「さかもと館」を「次に掲げる行為を伴って施設等」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために施設等の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) 工作物その他の物件を設置するために施設等の一部を占有すること。
- (6) その他施設等の全部又は一部を独占して利用すること。

第7条第2項中「指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えない」を「市長は、前項各号に掲げる行為が公衆の施設等の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可（以下「行為の許可」という。）をする」に改め、同項各号を削り、同条に次の1項を加える。

3 市長は、行為の許可をする場合において、施設等の管理上必要な範囲で条件を付することができる。

第7条を第6条とする。

第8条第1項中「指定管理者は」を「市長は」に、「許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる」を「行為の許可をしない」に改め、同項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

第8条第1項第6号中「さかもと館」を「施設等」に改め、同条第2項を削り、同条を第7条とする。

第9条の見出し中「利用権」を「権利」に改め、同条中「利用者」を「行為の許可を受けた者」に、「さかもと館の利用の」を「その」に改め、同条を第8条とする。

第10条の見出し中「利用」を「行為」に改め、同条中「指定管理者は」を「市長は」に、「利用者」を「行為の許可を受けた者」に、「さかもと館」を「施設等」に、「必要があると認める」を「必要がある」に、「当該」を「当該行為の」に改め、同条第1号中「この条例に」を「これに」に改め、同条第2号中「利用」を「行為」に改め、同条第3号中「施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」を「次条に規定する使用料」に改め、同条第4号中「利用」を「行為」に改め、同条第5号中「指定管理者」を「市長」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により行為の許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は行為の許可を取り消した場合において行為の許可を受

けた者に損害が生じて、市は、その責めを負わない。

第10条を第9条とし、第11条を削る。

第12条の見出しを「（使用料）」に改め、同条第1項中「利用者は、指定管理者に別表に定める利用料金」を「行為の許可を受けた者は、別表に定める使用料」に改め、同項ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項を削り、同条を第10条とする。

第13条を削る。

第14条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「納入された利用料金」を「納付された使用料」に改め、同条ただし書中「利用者」を「行為の許可を受けた者」に、「さかもと館」を「施設等」に、「ときは」を「場合その他市長が必要と認める場合においては」に、「利用料金」を「使用料の全部又は一部」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の3条を加える。

（指定管理者による管理）

第12条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、センターの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条から第7条まで、第9条及び別表の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前に第6条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）施設等の利用の許可に関する業務

（2）施設等の維持及び修繕に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上必要と認める業務

(利用料金制)

第14条 市長は、第10条の規定にかかわらず、第12条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、前条各号に掲げる業務のほか、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

第16条を削り、第17条を第18条とする。

第15条中「損壊し」を「損傷し」に改め、同条ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同条を第17条とし、同条の前に次の2条を加える。

(利用者の義務)

第15条 利用者は、善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第9条の規定により行為の許可の取消し等の処分を受けたときも、同様とする。

附則第2項の前の見出し及び同項を削り、附則第3項に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「合併前の条例」を「合併前の広域交流センターさかもと館設置及び管理に関する条例（平成8年坂本村条例第7号）」に改め、同項を附則第2項とする。

別表を次のように改める。

別表（第10条、第12条、第14条関係）

1 施設の使用料

施設区分	名称	利用区分	金額
地域振興施設	かわの家（休憩室）	全面につき1時間当たり	500円
	かわの家（艇庫）	1艇（附属器具を含む。）につき1日当たり	110円
イベント交流広場	イベント広場	全面につき1時間当たり	3,000円
		片面につき1時間当たり	1,500円
	キャンプ広場	全面につき1時間当たり	2,500円
		片面につき1時間当たり	1,250円
	ドッグラン広場	全面につき1時間当たり	3,000円

その他	1 m ² につき 1 時間当たり	5 0 円
-----	------------------------------	-------

備考 イベント広場及びキャンプ広場における行為の許可は、午前 1 0 時から翌日午前 1 0 時までの範囲内で行う。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 附属設備の使用料

区分		単位	金額
かわの家	休憩室の冷暖房	1 時間当たり	1 0 0 円
	シャワー室	5 分当たり	1 0 0 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の八代市さかもと交流センター条例の規定による利用の許可、指定管理者の指定その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(八代市暴力団排除条例の一部改正)

- 3 八代市暴力団排除条例（平成 2 3 年八代市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項第 4 9 号中「八代市広域交流センターさかもと館条例」を「八代市さかもと交流センター条例」に改める。

